

仕組預金 満期日繰上特約付円定期預金
<愛称:パワーステップアップ預金2 [金利2回上昇型]>
商品説明書(契約締結前交付書面)

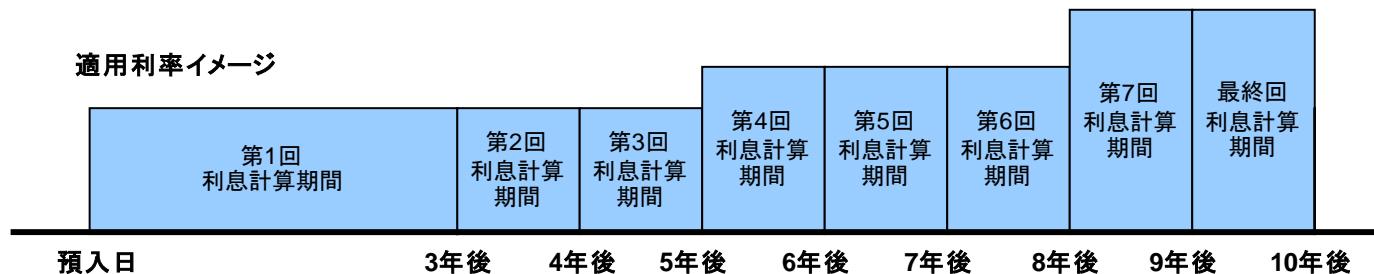
下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。
 また、新生パワーコール(電話)でのお取引の際には、この書面を必ずお手元にご用意ください。

- この預金は、当初より通常の円定期預金よりも高い金利が設定され、その後第4回利息計算期間と第7回利息計算期間に段階的に金利がステップアップ(上昇)していく商品ですが、「満期日繰上に関する特約」が組み込まれており、この特約に基づく当行の決定によっては、満期日が繰り上げられ、結果として金利が上昇する前に満期日が到来することがあります。
- 当行は、この預金の預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の満期日を繰り上げるか否かを任意に決定します(お客さまに、この預金の満期日を繰り上げるか否かを決定する権利はございません。)。
- この預金は、中途解約できません。また必ずしも満期日が繰り上げられるとは限らないため、必ず、預入時に決められた当初約定満期日まで預けることができる、余裕資金でお預け入れください。

【イメージ図】

段階的に適用金利がステップアップ(上昇)します。

第4回利息計算期間と第7回利息計算期間に金利が上昇します。イメージ図であり実際の上昇幅とは異なる場合があります。

**満期日の繰上**

- この預金は、インフレなど経済情勢の変化等により、「預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも低い場合には、当行の決定により満期日が繰り上げられる可能性がより高くなります。この預金の満期日繰上が決定された場合には、直後に到来する利払日がこの預金の繰上満期日となります。その場合、お客さまは、「預入時に定められた利息計算期間の適用利率」で運用する機会を失い、払い戻された資金をその時点における市場金利の下で運用を行なったとしても、より低い金利での運用となる可能性があります。
- 逆に、「預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも高い場合には、この預金の満期日が繰り上げられる可能性が低くなります。この預金の満期日が繰り上げられなかった場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を市場金利よりも低い「各利息計算期間の適用利率」により運用することになり、結果的に不利な運用となる可能性が高くなります。
- なお、この預金の満期日の繰上は、「預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」と「各利息計算期間の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の満期日繰上に関する決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解

約に応じる場合には、中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくことになります。また、中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくことになります。

1. 商品名	仕組預金 满期日繰上特約付円定期預金<愛称:パワーステップアップ預金2 [金利2回上昇型]>(*) (*):この預金は、新生パワーダイレクトおよびお取引レポート上では、「パワーステップアップ預金2」とのみ表示されます。「パワーステップアップ預金2」には金利条件等が異なる複数の預金がございますので、この預金についてご確認いただく際は、預入日、当初約定満期日、適用利率等を合わせてお確かめいただくようお願いいたします。
2. 商品概要	この預金は、第4回利息計算期間および第7回利息計算期間に利率が段階的に上昇する円定期預金に、「満期日繰上に関する特約」が組み込まれた仕組預金です。この特約に基づく当行の決定によっては、満期日が繰り上げられ、結果として利率が上昇する前に満期日が到来することがあります。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1)預入期間	<p>約10年(最短約3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入時に定められた満期日(以下「当初約定満期日」といいます。)までの期間は、約10年となります。ただし、下記(2)「満期日の繰上」により、当行がこの預金の満期日繰上を決定した場合、この預金の満期日は繰り上げられ、直後に到来する利払日がこの預金の満期日(以下、繰上後の満期日を「繰上満期日」といいます。)となります。 この預金は、当行所定の募集期間最終日の翌営業日の3年後の応当日以降の毎年の応当日を利払日としているため、<u>この預金の実際の預入期間は、当行所定の募集期間最終日の翌営業日から当初約定満期日または繰上満期日までの期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたもの</u>となります。 この預金は自動継続のお取り扱いはございません。
(2)満期日の繰上	<ul style="list-style-type: none"> 満期日繰上判定日(原則として各利払日の10営業日前)に、この預金の満期日を繰り上げるか否かを当行が任意に決定します。この満期日繰上の決定は、当行のみが行うことができます。 インフレなど経済情勢の変化等により、「預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも低い場合には、当行の決定により満期日が繰り上げられる可能性がより高くなります。この預金の満期日繰上が決定された場合には、お客さまは、「各利息計算期間の適用利率」で運用する機会を失い、払い戻された資金をその時点における市場金利の下で運用を行なったとしても、より低い金利での運用となる可能性があります。 逆に、「預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも高い場合には、この預金の満期日が繰り上げられる可能性が低くなります。この預金の満期日が繰り上げられなかつた場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を市場金利よりも低い「各利息計算期間の適用利率」により運用することになり、結果的に不利な運用となる可能性が高くなります。 なお、この預金の満期日繰上は、「預入時から約3年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」と「各利息計算期間の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の満期日繰上に関する決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

5. 預入方法 (1)預入通貨 (2)最低預入金額・預入単位 (3)預入方法	円 店頭による預入の場合 300万円以上、1円単位 新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合 300万円以上、1円単位 新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合 30万円以上、1円単位 一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。
6. 元本の払戻方法	上記4.(2)による満期日繰上の有無に応じ、当初約定満期日または繰上満期日に、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用利率 (2)利息の計算方法 (3)利息の支払方法 (4)元本払戻後の利息	<ul style="list-style-type: none"> 預入日に定められた各利息計算期間の約定利率を適用します。約定利率は、第4回利息計算期間および第7回利息計算期間に段階的に上昇します。具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 当行所定の募集期間最終日の翌営業日(*1)の3年後の応当日以降の毎年の応当日(*2)を「利払日」、前回利払日(第1回は預入日)から利払日(最終回は当初約定満期日または繰上満期日)の前日までの期間を「利息計算期間」とし、各利息計算期間の実日数につき、それぞれ付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により算出します。端数は切り捨てます。<u>なお、利払日は預入日の応当日ではありませんので、この預金のお申込の際には、募集期間最終日の翌営業日の3年後の応当日以降の毎年の応当日である「利払日」および「当初約定満期日」を必ずご確認ください。</u> (*1) : 営業日とは、当行所定の窓口営業日をいいます。 (*2) : 応当日が非銀行営業日(*3)の場合には、その翌銀行営業日を当該利払日とします。ただし、翌銀行営業日が翌月となる場合には前銀行営業日を当該利払日とします。また、応当日が存在しない場合には、応当日の属する月の最終の銀行営業日を当該利払日とします。 (*3) : 銀行営業日とは、東京および海外の関連主要外国為替市場において一般に銀行が営業を行っている日をいい、非銀行営業日とは銀行営業日以外の日をいいます。 各利息計算期間にかかる利息は、各利息計算期間にかかる利払日にそれぞれお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金することにより支払います。 上記4.(2)の満期日繰上の決定の有無に応じ、当初約定満期日または繰上満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス円普通預金の商品説明書をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。
8. 付加できる特約事項	ございません。
9. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> この預金は預金保険による保護の対象ですが、「決済用預金」ではありません。 この預金は、預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預け入れ時における期間5年のパワーフレックス円定期預金の店頭表示金利(ただし、キャンペーン金利や金額・新生ステップアッププログラムにおけるお客さまのステージ・販売チャネル等に応じた優遇金利を除きます。)までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。 預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページをご覧頂くか、または店頭もしくは新生パワーコール等にてお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクとの要因	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元本は、お客さまが中途解約のお申し出を行わず満期(当初約定満期日または繰上満期日)までこの預金にお預け入れいただくことにより保証されますが、お客さまからのお申出により中途解約した場合には、元本割れの可能性があります(中途解約時の市場実勢によっては、大きく「元本割れ」する可能性があります。)
11. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> この預金の中途解約は原則としてできません。 当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から当初約定満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。 この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
12. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貸預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
13. 税金の概要	利息は、源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)として課税されます。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。
14. その他手数料	特にございません。

15. 当行が契約している指定紛争解決機関	お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。
	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
16. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、この預金が満期前解約される場合には、上記 11. に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から当初約定満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくことになりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることになります。 ・ 必ず、当初約定満期日まで(約10年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を当初約定満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。
18. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭、新生パワーコール(テレfonバンキング)、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)等の受付窓口によっては、一部ご利用いただけないお手続きがあります。また、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)については、利用環境によって一部ご利用いただけないお手続があります。詳しくは窓口または新生パワーコールなどにてお問い合わせくださいか、当行ホームページにてご確認下さい。 ・ 市場環境によっては金利が提示できず、お申し込みができない場合があります。
19. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
20. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール ☎0120-456-860までお問い合わせください。

中途解約について

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。この預金を中途解約せず、満期時まで預け入れいただく場合には、元本割れをすることはございません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、お客さまに損害金をご負担いただきます。

以下では、観測期間を2000年4月1日から2015年8月31日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された、中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金(以下「想定損害金」といいます。)について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損害金額が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定の範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際のこの預金の中途解約においてお客さまが負担する損害金額」は、「本書面でご案内する想定損害金額」とは異なる場合があります。

この預金の中途解約により生じる損害金の概要、想定損害金の額は、以下の通りです。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から当初約定満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から当初約定満期日までの期間(残存期間)に対応する市場金利」、「金利の変動性」、「この預金の適用条件」、および「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

① 「この預金の適用金利」と「中途解約時の残存期間に対応する市場金利」との差

② 満期日繰上特約の価値

③ 預入からの経過利息

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。市場金利との差は、「この預金の適用金利」と「残存期間(中途解約日から当初約定満期日まで)に対応する市場金利」との差について残存期間分を評価することとなります。したがって、市場金利の上昇により金利差が拡大することおよび残存期間が長いことは、いずれも再構築額を上昇させる要因となります。満期日繰上特約については、残存行使回数が多ければ多いほど高い評価となり、残存期間が長く残存行使回数が多いことは、再構築額を上昇させる要因となります。

○ 預入直後に中途解約された場合で、かつ、市場金利の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、

元本の5%程度(元本が500万円の場合、25万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

○ 預入直後に中途解約された場合で、次のような大幅な市場金利の変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合で、かつ、その時点における金利が観測期間中の最も高い市場金利となっていたと仮定した場合に想定される損害金は、元本の16%程度(元本が500万円の場合、80万円程度)となります。さらに、上記のような前提条件を超える金利の変動が生じた場合には、上記でご案内した想定損害金を超える損害金の負担がお客さまに発生することがありますので、この点、十分ご留意ください。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。

